

令和 5 年 第 3 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 3 月 23 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第3回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年3月23日(木) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

3番 松ノ木 睦男

4番 新田 善男

5番 舛澤 誠一

6番 細川 仁

7番 堂屋 剛

8番 木村 正美

10番 八丁野 よし子

11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

御所 吉田 光彦

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 木村 久雄

御明神 夷森 和人

御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

農業委員 9番 山崎 忍

推進委員 御明神 南野 久晃

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

報告第4号 農地の使用貸借契約変更に関する届出について

報告第5号 農地の現状変更に関する工事完了について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 令和5年度農作業標準賃金額の設定について

議案第5号 農業委員会事務局職員の任免について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議 長 只今から令和5年第3回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員15名、計26名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありました。確認したい事などはございませんか。
(なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には8番、木村正美委員、10番、八丁
野よし子委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたしま
す。
次に報告第1号～第5号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、表のとおり
4件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、表の
とおり2件提出がありました。
《番号1～2 報告》
報告第3号、農地の現状変更に関する届け出について、表のとおり4
件提出がありました。
《番号1～4 報告》
報告第4号、農地の使用貸借契約変更に関する届出について表のとおり
1件提出があり、こちらは農業者年金を継続して受給するため使用貸
借期間を延長するものです。
《番号1 報告》
報告第5号、農地の現状変更に関する工事完了の届け出について、表
のとおり1件提出があり、現地を確認したところ複数畦畔が無くなり3
枚の大きな田んぼが整備されておりました。

《番号1 報告》

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

(なし)

議長 なければ報告第1号～第5号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに番号1から2まで事務局の説明を求めます。

四ッ家主任 《番号1 議案朗読》

申請事由は、譲受人が規模を拡大することから売買に至ったものです。売買総額は1,100,000円です。

《番号2 議案朗読》

申請事由は、譲受人が規模を拡大することから貸借に至ったものです。以上2件について、総会資料の11ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を7番、堂屋委員にお願いいたします。

7番 堂屋委員 3月16日、私、川口推進委員、松本推進委員の4班3名と事務局で現地を確認して来ました。

初めに番号1についてご報告いたします。現地を確認したところ、参考資料の19ページのとおり適切に保全管理されており、売買後も引き続き水稻を作付けする計画であることから問題ないと思われま

次に番号2についてご報告いたします。現地を確認したところ、参考資料の13～14ページのとおり適切に保全管理されており、使用貸借後は野菜を作付けする計画であることから問題ないものと思われま

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 番号1について、売買総額1,100,000円ということですが、根堀と寺の下では単価が違うと思いますが、それぞれ10aあたりいくらの単価でしょうか。

四ツ家主任 今回の売買は根堀も寺の下も売買価格に差が無く、10aあたり160,000円の売買となっています。

議長 他にございませんか。
なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第1号の番号1から2は原案のとおり決定いたしました。
次に、番号3を審議いたします。本案は、吉田推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(吉田推進委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 《番号3 議案朗読》
こちらの案件についても、総会資料の12ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を川口推進委員をお願いいたします。

川口推進委員 現地を確認したところ、参考資料の25ページのとおり状況であり、贈与後も野菜・水稻を作付け予定であることから問題ないと思われま

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第 1 号の番号 3 は原案のとおり決定いたしました。

(吉田推進委員 着席)

議長 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 ≪番号 1 議案朗読≫

本案は、地質調査に係る資材運搬及び荷下ろし場所を仮設する目的で一時的転用する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定する農用地区域内の農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される 3 年以内の一時的転用であることから、農地転用許可基準を満たしていると考えます。

≪番号 2 議案朗読≫

本案は、観光宿泊施設を建築する計画ですが、農地区分が二つあり、区域北側は農用地区域外であり、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しないその他 2 種、区域南側の通路用地となっている農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第 1 種農地に区分されますが、区域北側と同一事業の 3 分の 1 を超えない面積であることから例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を松本推進委員にお願いいたします。

松本推進委員 初めに番号 1 について報告いたします。現地を確認したところ、農地への取付通路と一部牧草の状況でしたが、本件は地質調査に係る資材運搬及び荷下ろし場所として整備する計画であり、かつ一時的転用であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

次に番号 2 について報告いたします。現地を確認したところ牧草地として利用され、申請箇所には測量後の境界杭や宿泊棟建築予定場所への区画が設置されておりました。また農地区分等は事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意

見ございませんか。

8番 木村委員 番号2についてですが、あまりに規模が大きく、一時転用の話などもあり、図面と今の説明だけでは理解がしにくいと感じたのでもう少し詳しく説明をお願いします。

四ツ家主任 一時転用は最初の番号1の事です。こちらは地質調査に係る資材置場として使うため、〇〇での一時転用です。番号2は場所が〇〇の〇〇を奥に行ったところで道路側からは林で見えない所です。ここの転用は現在農用通路として使っているところを5条転用でアプローチ通路にする計画です。その奥北側は林に分断されている転用が可能な農地となっていてここにコテージが何十棟か出来る予定でその中に食堂やシャワー施設、ソーラー発電施設、ドッグランを作ります。プロジェクトの趣旨は国内外の富裕者、旅行層をターゲットにした施設との事で、都会の方が自然を満喫しながらキャンプよりグレードの高い旅行を楽しんでもらう事に焦点を当てて〇〇さんと〇〇さんとで観光地として整備しようという企画しているところです。面積が大きすぎるということで国との事前協議は先にしていて国からの許可はいただいています。

8番 木村委員 牧草地から地目変更も出てくるということで、中央から手回しもしているということですか。

四ツ家主任 これから意見決定されたとしても県の方で常設審議委員会があるのでそちらでまたしっかり審議がされます。ここの農地は元々傾斜が強く、〇〇の中でも牧草があまり取れない不採算農地でだそうで、たまたまこの場所が〇〇が近い場所なので採算が取れるよう計画が立てられたそうです。

8番 木村委員 場所は大体分かりました。ソーラー発電等をその傾斜地でやった際に沢の方に土砂が流れてしまう対策をしないと下流の方に集落がありますのでそちらの対策はありますか。

四ツ家主任 土砂流出の対策は道路側に側溝を掘り、土砂がそちらに流れないように対策をするそうです。

8番 木村委員 その場所は洪水が起きる恐れがあると言われている場所が上流にあるので、そういう部分を考えて道路側の側溝に流すだけでは不安なのではと思います。十分な対策を取らないと後々問題になってきたときにこの開発の是非まで問われると思います。

四ツ家主任 事務局としても全面的に手を加えるのかと思いましたが、農地の今の

状態は生かされて人が通る通路部分を整備し、建物自体は現在の牧草の上に建つ簡易なものようで、全面的に張り替えるという事ではないようですが、そういった洪水等の心配はあると思いますので常設審議委員会でもそこは聞かれると思います。

議 長 他にございませんか。

7 番 堂屋委員 今回の議案について補足させていただきます。現状の部分が林に囲まれていてその場所より林が低くなっています。現場で仮に大雨が降ってもその部分だけ水が出てくる状態ではありますが、土砂が流出するような感じでは無かったです。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「挙手多数」

議 長 挙手多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに番号3を除き、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 《番号1～2、4～26 議案朗読》
本案は全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は、番号3を除き原案のとおり決定いたしました。

次に、番号3を審議いたします。本案は、福崎推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(福崎推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 ≪番号3 議案朗読≫

こちらの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号の番号3は原案のとおり決定いたしました。

(福崎推進委員 着席)

議 長 次に、議案第4号、令和5年度雫石町農作業標準貸金額の設定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 令和5年度農作業標準貸金の設定(案)について、貸金設定につきましては、令和5年3月9日に農作業標準貸金設定検討委員会を開催いたしました。この委員会には学識経験者6名、農家代表として委託者・受託者11名の方に出席していただき、慎重な審議の結果、委員会としての案を決定していただきました。審議の内容といたしまして、牧草作業

のロールペーラー及びラッピングは10%増額。その他は一律5%増となっております。理由としましては、材料代及び燃料費等の高騰によるためです。また、最低賃金額の下の米印に注釈の追加及び、昨年度の農作業標準賃金表から農作業参考料金表と名称変更についても決定していただきました。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第5号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 職員の定期人事異動により雫石町長より協議があったので農業委員会に関する法律第26条第3項の規定により同意を求めるものです。

1. 町長部局に出向を命ずる職員、局長、上村光俊。主任、川村佳樹。令和5年4月1日付けでの出向でございます。

2. 任用する職員、局長、太田弘幸。主任、高橋真澄美。令和5年4月1日付けの任用でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。この案件は人事案件ですので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、これより採決に入ります。初めに、1. 町長部局に出向する職員、事務局長、上村光俊について、同意する方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。次に、主任、川村佳樹について、同意する方の挙手を求めます。

委員 「挙手多数」

議長 挙手多数ですので、同意することに決定いたしました。
次に、2. 任用する職員、事務局長、太田弘幸について、同意する方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。
次に、主任、高橋真澄美について、同意する方の挙手を求めます。

委員 「挙手多数」

議長 挙手多数ですので、同意することに決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時58分

以上が令和5年3月23日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 3 月 23 日 開催

議長 会長

議事録署名人 8 番

10 番
